

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会（以下「この法人」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、後援する賛助会費（以下「会費」という。）を納入する個人又は団体で、会長の承認を得たものとする。

2 賛助会員として入会しようとするものは、「賛助会員入会申込書」を会長に提出するものとする。

(賛助会員の区分)

第3条 賛助会員は次のように区分する。

- (1) 個人賛助会員 個人単位で入会したもの
- (2) 法人賛助会員 団体・企業等で入会したもの

(年会費の納入等)

第4条 年会費は次のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 1口 1,000円
 - (2) 法人賛助会員 1口 5,000円
- 2 会費は、入会申込書の提出と同時に当年分をこの法人に納入するものとする。
- 3 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第5条 賛助会員は次の各号に該当するときには会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) この法人が解散したとき

(退会)

第6条 賛助会員は、退会しようとするときは、本母子会まで連絡し、「退会届」を提出しなければならない。

(除名)

第7条 賛助会員が、次の各号に該当するときは、除名することができる。

- (1) この法人の名誉を汚し、又は信用を失うような行為のあったとき
- (2) 定款又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 1年以上会費の納付を怠ったとき

(特典)

第8条 賛助会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 法人のホームページで公表（希望される個人、団体・企業等）
- (2) 法人が実施する県母子寡婦福祉大会の冊子に団体・企業名等を掲載した冊子の提供

(権利の喪失)

第9条 賛助会員の資格を失ったものは、賛助会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他この法人の資産に対して何ら請求することはできない。

(その他)

第10条 賛助会員は、住所・氏名・連絡先等の変更が生じた場合は、速やかに書面にてこの法人に届け出るものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか必要事項は会長が定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年9月1日より施行する。